

▶ 事業承継をお考えのかたへ



経営は、 タイミングだ。

事業承継応援 割引

受付期間：～2026年3月31日

特例承継計画※を策定し、
県知事の確認を受けている

+

代表者の年齢が
保証申込時点で**60歳以上**



次の保証制度の保証料率をさらに**0.1%**引き下げます！

認定支援税理士
連携推進保証
T 連携

協調推進保証
同時
実行型 **コラボあいち**
ストック
型 **リレーションあいち**

推進保証
A 推進

長期一括保証
ライナーII

☑ 「特例承継計画に基づく保証料割引制度に関する申請書・推薦書」の提出が必要です。

※特例承継計画とは…

後継者の氏名や事業承継の時期、承継時までの経営の見通し等に加え、
認定経営革新等支援機関による指導および助言の内容等が記載された
ものをいいます。



(注) 申込みは金融機関からとなります。金融機関および本協会の審査によりご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
なお、本割引は予告なく変更となる場合があります。



認定支援税理士
連携推進保証

T連携

顧問税理士と連携し、
改善に取り組むかたをサポート！

☑ 無担保限度額拡大 ☑ 保証料率引下げ

概要

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・設立後3年以上同一事業を継続している ・直近決算において債務超過でなく、保証料率区分が3以上である ・認定支援税理士と顧問契約を締結後1年以上経過し、認定支援税理士による支援を受けつつ、自ら事業計画書を策定し、月次管理を受けている
保証期間	一括返済1年以内 均等分割返済10年以内
貸付形式/返済方法	証書貸付・手形貸付・手形貸付根保証 / 一括返済・均等分割返済
保証料率	年0.35%～年1.40%
必要書類	☑ 事業計画書（申込人が策定したもの） 税理士法第33条の2第1項の規定による書面の写し 認定支援税理士連携推進保証に係る推薦書

ストック型

協調推進保証

同時実行型

リレーションあいち / コラボあいち

金融機関と協調し、
資金繰りをサポート！

☑ 無担保最大2億円 ☑ 保証料率引下げ

概要

ストック型	リレーションあいち	制度名	同時実行型	コラボあいち
直近決算において債務超過でなく、保証料率区分が5以上である	対象者		保証料率区分が3以上である	
無担保10年以内 有担保15年以内	保証期間		無担保10年以内 有担保15年以内	
証書貸付 / 均等分割返済	貸付形式/返済方法		証書貸付・手形貸付 / 分割返済・一括返済	
年0.35%～年1.15%	保証料率		年0.35%～年1.55%	
☑ ストック型協調推進保証に関する説明書	必要書類		☑ 同時実行型協調推進保証に関する説明書	
<ul style="list-style-type: none"> ・取扱金融機関との与信取引が1年以上ある ・取扱金融機関における融資残高のうちプロパー融資残高が40%以上である 	その他		取扱金融機関が、同時に、本保証付融資金額の60%以上の金額で、同条件のプロパー融資を実行する	

各機関と連携して、中小企業のみなさまをサポート！



長期一括保証

ライナーⅡ

金融機関と連携し、
無担保で長期一括返済を可能に！

不均等返済可

☑ 無担保最大2億円 ☑ 最長10年一括返済

概要

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱金融機関がメインバンクであるまたは本業支援やソリューション提案などの経営支援を実施している ・取扱金融機関のプロパー融資残高がある ・設立後3年以上同一事業を継続している ・確定申告が2期以上、直近の決算が12か月あり、直近決算において、純資産の額や自己資本比率等一定の財務要件を満たしている
保証期間	10年以内
貸付形式/返済方法	証書貸付・手形貸付 / 一括返済・分割返済
保証料率	年0.35%～年1.74%
必要書類	☑ 長期一括保証に係る資格要件確認書

推進保証

A推進

金融機関と連携し、
資金繰りをサポート！

☑ 無担保最大2億円 ☑ 保証料率引下げ

概要

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・設立後3年以上同一事業を継続 ・取扱金融機関のプロパー融資残高があるまたは本業支援やソリューション提案などの経営支援を実施している ・保証料率区分が6以上である ・直近決算において債務超過でない
保証期間	10年以内（設備資金で有担保の場合 15年以内）
貸付形式/返済方法	証書貸付 / 均等分割返済
保証料率	年0.35%～年0.80%
必要書類	☑ 推進保証に関する説明書
その他	無担保の扱いは、直近決算の平均月商の3か月分を限度とする

(注1) 会計参与を設置している会社または有担保の場合は、保証料率をさらに0.10%引下げます。

(注2) 貸付利率は、金融機関所定利率となります。

(注3) 金融機関および本協会の審査によりご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。